届出事項及び添付書類

□　老人デイサービス事業（老人デイサービスセンター）

□　老人短期入所事業（老人短期入所施設）

**開始・設置の場合**根拠法令：老人福祉法第14条、第15条第2項　老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 届出様式 | 添付書類 | 提出時期 |
| 新たに事業を開始 | 様式第１ | 登記事項証明書（法人の場合）  条例（市町村の場合） | あらかじめ |
| 新たに施設を設置 | 様式第４ | 建物の規模及び構造並びに設備の概要  登記事項証明書（法人の場合）  条例（市町村の場合）  運営規程  収支予算書 |

**変更の場合** 根拠法令：老人福祉法第14条の2、第15条の2　老人福祉法施行規則第1条の10、第3条の2

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更項目 | | ○のある項目は  届出が必要です | | 提出時期 |
| 様式第２ | 様式第７ |
| 1 | 事業の種類及び内容の変更 | ○ |  | 変更の日から  １か月以内 |
| 2 | 経営者の氏名及び住所の変更  （法人の場合、法人名称及び主たる事務所の変更） | ○ |  |
| 3 | 事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類の変更 | ○ |  |
| 4 | 建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更 |  | ○ |
| 5 | 施設の名称、種類の変更 |  | ○ |
| 6 | 所在地の変更 | ○ | ○ |
| 7 | 施設長又は管理者（主な職員）の変更 | ○ | ○ |
| 8 | 事業を行おうとする区域の変更 | ○ | ○ |
| 9 | 定員の変更（短期入所施設のみ） | ○ | ○ |

備考　１　「登記事項証明書又は条例」「職員の定数及び職務の内容」の変更は届出の必要はありません。

　　　２　変更に係る添付書類はありません。

**廃止・休止の場合**根拠法令：老人福祉法第14条の3、第1６条　老人福祉法施行規則第1条の11、第4条の2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 届出様式 | 添付書類 | 提出時期 |
| 事業を廃止・休止 | 様式第３ |  | 休止及び廃止の日の  １か月前まで |
| 施設を廃止・休止 | 様式第９ |